

会員各位

一般社団法人栃木県トラック協会
会長 吉高神健司
(公印省略)

国交省 平成29年度補正予算
「トラック運送業の働き方改革推進事業」(テールゲートリフターの導入に対する補助)
の実施について

平成29年度国土交通省第1次補正予算において、標記補助事業が実施されることとなりました。つきましては、下記に概要をご案内しますので、詳細(募集要領、対象機器、申請様式等)は全日本トラック協会のホームページ(http://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/tgl_2018_Noticce.html)にてよくご確認の上、申請手続きされますようお願いいたします。

記

1. 補助対象事業者

- ① 保有車両5両以上の運送事業者(軽自動車、被けん引車両は除く)
- ② 上記①に補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

2. 申請受付期間 平成30年2月20日(火) ~ 平成30年3月9日(金)まで

*期間内の補助対象申請は、全て受付を行います。

3. 補助対象機器

全ト協が指定するテールゲートリフター(油圧式荷役省力化装置)

以下の①~③の要件を全て満たすものが対象

- ① 全ト協が定めるもの(全日本トラック協会HP参照)
- ② 未使用のテールゲートリフターを新たに導入したもの(中古品等は対象外)
- ③ 平成29年12月22日~平成30年3月31日までの間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入(新車新規登録)したもの、又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたもの

4. 補助額等

- ・補助率 ・・・ 通常価格の1/6以内
- ・補助額 ・・・ アーム式・垂直式10万円、後部格納式・床下格納式20万円
- ・上限台数 ・・・ 1事業者につき2台(ただし、Gマーク取得事業者は3台)

5. 予算額 2億円 *補助金申請額が予算額を超過した場合は、抽選方式により交付決定を行いますので、補助金が交付されない場合があります。

6. 申請者

補助金を申請できるのは、テールゲートリフターを装着した車両の自動車検査証上の「所有者」です。「使用者」ではありませんので、特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者となりますのでご注意ください。

7. 申請方法 全ト協へ郵送(正本1部)、もしくは申請者(本社)が所在するトラック協会窓口に直接持参(正本1部、副本2部)(土日祝日は除く)、自動車リース事業者による申請は全ト協へ郵送

「トラック運送業の働き方改革推進事業」(テールゲートリフターの導入に対する補助) の実施について

平成30年2月14日
(公社)全日本トラック協会

平成29年度国土交通省第1次補正予算において、トラック運送業の働き方改革を推進するため、テールゲートリフターの導入に係る支援が実施されることになりました。全日本トラック協会が補助事業の執行団体として、下記要領にて補助金申請の募集を行いますので、以下のとおり実施内容についてお知らせいたします。

※この募集要領には、補助金申請にあたって重要な内容を記載しております。
事前に内容をよくご覧いただいた上で、所要の手続きを確実に行ってください。

◆補助金申請にあたって (申請者の皆様へのお願い)

- 補助金を申請される申請者におかれましては、本募集要領のほか、全ト協の補助金ホームページ、交付規程等を熟読し、制度を十分にご理解の上、申請してください。
- 提出する書類や資料は、虚偽の記載や改ざんは認められません。
- 虚偽の記載や資料の改ざん等の不正行為の疑いがある場合は、申請者及び関係者等に対し必要に応じて調査を実施します。不正が認められた場合は、以下の通り処分します。

【処分の内容】

- 1 交付決定前の場合は、当該申請を却下します。
- 2 交付決定を受けている場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金は期限を付して返還を求めます。
- 3 補助金返還を求める際に、加算金(年利10.95%)を併せて徴収する場合があります。
- 4 全ト協の取り扱う全ての補助金、助成金について、期間を定め、交付及び手続きを停止する場合があります。
- 5 前記処分のほか、国から指導があった場合は、追加の措置を実施する場合があります。
- 6 不正行為等を行った申請者の名称、所在地及び不正の内容等を公表する場合があります。

- なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の第29条から第32条までにおいて、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助対象事業者

以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 以下のア～ウに該当する者であって、当該事業者全体における事業用トラックの
保有車両数が5両以上^{※1}の者

- ア 一般貨物自動車運送事業者
イ 特定貨物自動車運送事業者
ウ 第二種貨物利用運送事業者

- ② 上記①に補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

※1 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除きます。

2. 補助対象機器

全ト協が指定するテールゲートリフター（油圧式荷役省力化装置）

◆以下の①～③の要件を全て満たすものが対象となります。

- ① 全ト協が定めるものであること（該当する型式等は別紙を参照してください。）
② 未使用のテールゲートリフターを新たに導入したこと^{※1}
③ 平成29年12月22日から平成30年3月31日まで^{※2}の間に、該当する機器を装着した事業用自動車を購入（導入）したもの、又は所有している事業用自動車に新たにテールゲートリフターを後付装着し構造等変更検査を受けたものであること^{※3}

※1 中古品のテールゲートリフターを導入した場合、テールゲートリフター装着済みの中古車を導入した場合、あるいは装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えた場合は、いずれも対象となりません。

※2 対象期間内に導入されたものであっても、申請が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記9「交付決定等」をご確認ください。

※3 テールゲートリフターを装着した車両の新車新規登録又は構造等変更検査が平成30年3月31日までに完了され、かつ支払^{※4}が平成30年3月31日までに完了したものが対象となります。

※4 手形や割賦等の清算が完了していない場合や所有権留保の場合は、平成30年3月31日までに支払いの清算や所有権留保の解除等所要の手続きを全て完了する必要があります。詳細は下記12「注意事項」をご確認ください。

参考 テールゲートリフターの種類



参考 補助対象となる条件

テールゲートリフター		新品	中古品
装着車両			
購入車両 への装着	新車への装着	○対象	×対象外
	中古車への装着	○対象	×対象外
自己保有車両への装着		○対象	×対象外

※テールゲートリフター装着済みの中古車導入や、既に装着済みのテールゲートリフターを未使用のものと付け替えた場合は、いずれも対象外となります。

3. 補助額等

補助対象	補助率	補助額		補助上限台数 ^{※1,2,3}
テールゲート リフター	通常価格の 1/6 以内	左記により、以下の区分に 応じた補助額となります。		1事業者につき 2 台 (ただし、G マーク取得事業者 は 3 台)
		アーム式	10万円	
		垂直式	10万円	(補助対象事業者が自動車リース 事業者の場合は、借り受ける運送 事業者につき上記台数)
		後部格納式	20万円	
		床下格納式	20万円	

※1 複数台申請した場合であっても、申請額が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記 9 「交付決定等」をご確認ください。

※2 「G マーク取得事業者」とは、全ト協による貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定を受けている事業者をいいます。

※3 1 つの運送事業者が自社所有車両及びリース車両の両方を申請する場合、その合計台数が補助上限台数（2 台又は 3 台）を超えて補助を受けることはできません。

4. 予算額

2 億円 ^{※1}

※1 補助は予算額の範囲内で実施いたします。したがって、平成 30 年 3 月 31 日までに導入したものであっても、申請額が予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合があります。詳細は下記 9 「交付決定等」をご確認ください。

5. 申請者

申請者は、テールゲートリフター装着車両の自動車検査証上の「所有者」^{※1}です。
「使用者」ではありませんので、特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者となりますので注意してください。

※1 自動車検査証の所有者が補助対象テールゲートリフター装着車両の使用者と異なる場合（所有権留保等により自動車販売会社や関連会社等が所有者であり、使用者である運送事業者と異なる場合等。リースの場合を除く。）は、平成 30 年 3 月 31 日までに所有権留保解除の手続きを行っていただき、所有権を自社所有に変更しなければ補助を受けることができません。

※2 同一事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめたうえで一括申請してください。

※3 自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース会社それぞれが申請しなければなりません。

6. 申請方法

原則として、以下①の全ト協へ郵送（書留郵便）により申請を行ってください。

（②の方法による申請も可とします。）

① 全ト協へ郵送

送付先 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5 全日本トラック総合会館 5 階
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 補助金担当 宛て

●封筒の宛先に、『テールゲートリフター補助金 申請書類在中』と赤字で記載してください。

※1 郵便事故等による書類の遅延、紛失等に対し、全ト協は責任を負いません。

※2 郵送方法は、必ず配達記録の残る「簡易書留」等の発送方法でお送りください。

※3 申請書類は信書にあたるため、宅配便や一般運送等では取り扱うことはできませんので必ず「簡易書留」等で送付してください。

※4 全ト協では郵送のみ受け付けます。直接持参による受付は行いません。

② 申請者が所在する各都道府県トラック協会へ持参※1

※1 各都道府県トラック協会への申請は、窓口持参のみの受付となります。郵送や宅配便などによる送付は受け付けられません。

※2 窓口受付時間や休日等に関しては、各都道府県トラック協会へお問い合わせください。

※3 自動車リース事業者による申請は、全ト協へ郵送により申請してください。

7. 申請受付期間

平成30年2月20日（火）から3月9日（金）まで ※1,2,3,4

※1 先着順ではありません。上記期間中の申請を全て受け付けます。

※2 平成30年3月9日（金）を過ぎてからの申請は、いかなる理由であっても受け付けられませんので、上記期間内に必ず申請を行ってください。

※3 全ト協郵送の場合は、郵便局の消印が平成30年3月9日（金）までのものを有効とします。3月9日（金）発送の場合は、3月12日（月）に全ト協へ到着するよう日付指定をお願いします。なお、3月10日（土）以降の消印のものは書類を受理できませんのでご注意ください。

※4 各都道府県トラック協会における申請受付は、土曜・日曜・祝日及び各都道府県トラック協会の定める日を除き行います。

8. 申請書類等

以下に記載の申請書類を下記部数提出してください。

書類提出先・提出方法	必要部数
① 全ト協へ郵送	正本1部※1,2,3
② 各都道府県トラック協会へ持参	正本1部、副本2部※4,5 の合計3部※2,3

※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、書類提出前に必ず全ての書類のコピーをとって、申請書類の写しを大切に保管してください。

※2 一度提出された申請書類は、返却できません。全ト協が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。

※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

※4 副本は、正本の写し（コピー）による提出で構いません。

※5 副本の1部は申請者控えとしてお返しします。補助金交付決定を受けた場合は5年間の保管義務がありますので、大切に保管してください。

◆ 申請に必要な書類

※申請時点でテールゲートリフター（機器）を『導入済みの場合（下記A参照）』と
『未導入の場合（下記B参照）（平成30年3月31日までに導入予定の場合）』で
提出する書類が異なります。

下記の内容をご確認いただき、間違いが無いように書類を提出してください。

A：申請時点で機器を導入済みの場合【導入後申請】

(A-1) 申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票

(A-2) 交付申請書兼実績報告書（様式第2）及び別紙（様式第2の1）

(A-3) 補助対象機器（装着車両）にかかる見積書の写し

（機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入が判別できるもの）

- (A-4) 補助対象機器（装着車両）にかかる請求書の写し
（自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあっては品名、型式等の記載があるもの）
- (A-5) 補助対象機器（装着車両）にかかる支払を証する書類の写し
（原則として領収証の写し。自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあっては品名、型式等の記載があるもの。^{※1}）
- (A-6) 機器装着車両の自動車検査証の写し^{※2}、^{※3}
- (A-7) テールゲートリフターの装着状態を示す写真3枚
 （機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真2枚と機器の製造番号が確認できる銘板等の写真1枚）
- (A-8) 自動車賃貸契約書の写し【自動車リース事業者による申請の場合に限る】
- (A-9) 履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し【自動車リース事業者による申請の場合に限る】
- (A-10) リース契約延長宣誓書^{※4}【自動車リース事業者による申請であって、リース契約期間が5年未満の場合に限る】
 （財産処分制限期間（5年）を満たすまでの間、当該機器を貸し渡すことを証する書類）
- (A-11) 補助金請求書（様式第11）
- (A-12) 宣誓書
- (A-13) Gマーク認定証の写し【Gマーク取得事業者であって、3台申請の場合に限る】
- ※1 申請時点で支払が未完了などを理由に提出できない場合は、提出できない理由、支払予定期日や手形、割賦の弁済予定期日等を明記した書類を提出してください。
- ※2 申請時点で所有権留保の車両を申請後3/31までに所有権留保を解除する場合は、所有権留保解除の前後2通の自動車検査証の写しが必要となります。（解除後の自動車検査証は4/5までに全ト協へ提出が必須となります。）なおこの場合、申請書類として所有権留保解除予定のため書類提出できない旨を記載した書類を提出してください。
- ※3 後付装着の場合は、構造等変更検査前後2通の自動車検査証の写しが必要となります。
- ※4 リース契約期間が5年未満の場合に提出が必要となります。

B：申請時点で機器を未導入の場合（3月31日までに導入予定の場合）【導入前申請】

- (B-1) 申請用チェックシート 兼 申請書類等受領連絡票
- (B-2) 交付申請書（様式第1）及び別紙（様式第1の1）
- (B-3) 補助対象機器（装着車両）にかかる見積書の写し
 （機器の品名、型式等の記載があり、補助対象機器の導入が判別できる書類）
- (B-4) 履歴事項全部証明書（3ヶ月以内発行のもの）の写し【自動車リース事業者による申請の場合に限る】
- (B-5) Gマーク認定証の写し【Gマーク取得事業者であって3台申請の場合に限る】

9. 交付決定等

(1) 交付決定の連絡等

申請書類の内容を審査の上、予算の範囲内で以下(2)の方法により、申請時に**A**機器導入済みの申請者にあっては「補助金の交付決定及び額の確定」を、申請時に**B**機器未導入の申請者にあっては補助金の「交付決定」を行い、全ト協から申請者へ連絡します。^{※1}

※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。

(2) 交付決定の方法

予算の範囲内で以下の方法により交付決定を行います。交付決定の結果は、申請者に対し、平成30年3月16日（金）（予定）に全ト協から通知します。

交付決定の方法

- ①申請者が申請時に定めた1台目の申請※1を優先して、交付決定を行う。
- ②1台目の申請額の合計が予算額を超過した場合は、予算の範囲内において、書類到着後に全ト協よりFAX返信する「申請書類等受領連絡票」に記載された受付番号の下1桁（1桁目で決まらない場合は下2桁）の数字が、全ト協において抽選により抽出する0から9の数字の1つ（1桁目で決まらない場合は2つ）と合致する申請者に対し、交付決定を行う。
- ③1台目の申請に対する交付決定の結果、予算残が生じた場合は、2台目の申請について、交付決定を行う。なお、2台目の申請額の合計が予算残額を超過している場合は、上記②と同様の方法により交付決定を行う。
- ④2台目の申請に対する交付決定の結果、予算残が生じた場合は、3台目の申請について、交付決定を行う。なお、3台目の申請額の合計が予算残額を超過している場合は、上記②と同様の方法により交付決定を行う。

※1 複数台を同時申請する場合は、申請時に補助額が高いものから順に1台目、2台目、3台目と定めて申請を行ってください。特に、自社所有車両とリース車両の申請が混在する場合は自動車リース事業者と相談の上、順位付けを行っていただくようお願いします。

(3) 交付決定時における注意事項

- ① 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、平成30年3月31日までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ② 交付決定を受けられなかった場合において、申請後に機器を導入予定の場合における不交付による不利益について全ト協は責任を負うことはできません。
- ③ 申請時に機器を未導入の場合であって、交付申請書に記載された補助金交付申請額に誤りが判明した場合は、当該交付決定は無効となります。補助金交付申請額に間違いの無いよう事前によく確認するとともに、交付申請書に記載間違いが無いように十分注意してください。
- ④ 申請時に機器を未導入の場合にあっては、交付決定を受けただけでは補助金を受けることはできません。補助金を受けるためには下記10に基づく実績報告を必ず行う必要があります。所定の期限（4/5必着）までに実績報告を確実に行ってください。
なお、期限までに実績報告が行われなかつた交付決定通知は、当該期間の終了をもって無効となります。いかなる理由であっても、提出期限を過ぎてからの実績報告は受理できません。
- ⑤ 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退したり、あるいは実績報告を行わなかつた場合は、国の補助事業や全ト協が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。交付決定の通知を受けた際は、確実に実績報告を行うか、交付決定の辞退手続きを必ず行ってください。

10. 実績報告書の提出（申請時に機器を未導入の場合に限る）【導入前申請】

交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、下記の期限までに以下の書類の正本1部を全ト協へ郵送（書留郵便）で提出しなければなりません。※1, 2, 3, 4

実績報告期限：平成30年4月5日（木）全ト協必着

- ※1 全ト協への書類到着が4/5（木）までとなります。消印有効ではありません。書類到着が4/6（金）以降となると補助を受けることができませんのでご注意ください。
- ※2 各都道府県トラック協会への提出は認められません。
- ※3 補助事業者は書類提出前に全ての書類のコピーをとり、書類の写しを必ず保管してください。書類は5年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。
- ※4 一度提出された書類は、返却できません。

◆ 実績報告に必要な書類

- (C-1) 実績報告用チェックシート 兼 報告書類等受領連絡票
- (C-2) 実績報告書（様式第8）及び別紙（様式第8の1）
- (C-3) 補助対象機器（装着車両）にかかる請求書の写し
(自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあっては品名、型式等の記載があるもの)
- (C-4) 補助対象機器（装着車両）にかかる支払を証する書類の写し^{※1}
(原則として領収証の写し。自動車登録番号又は車台番号、後付装着にあっては品名、型式等の記載があるもの。)
- (C-5) 機器装着車両の自動車検査証の写し^{※1, ※2}
- (C-6) テールゲートリフターの装着状態を示す写真3枚
(機器と装着車両の自動車登録番号が確認できる写真2枚と機器の製造番号が確認できる銘板等の写真1枚)
- (C-7) 自動車賃貸契約書の写し【自動車リース事業者による申請の場合に限る】
- (C-8) リース契約延長宣誓書^{※3}【自動車リース事業者による申請であって、リース契約期間が5年未満の場合に限る】
(財産処分制限期間（5年）を満たすまでの間、当該機器を貸し渡すことを証する書類)
- (C-9) 補助金請求書（様式第11）
- (C-10) 宣誓書

※1 手形や割賦などの清算や所有権留保の解除など所要の手続きを全て完了し、必要な書類を揃えた上で4/5までに実績報告を行ってください。

※2 後付装着の場合は、構造等変更検査前後の合計2通の自動車検査証の写しが必要となります。

※3 リース契約期間が5年未満の場合に提出が必要となります。

11. 補助金の額の確定（申請時に機器を未導入の場合に限る）【導入前申請】

上記10の実績報告書類の内容を審査し、適正であると認められた場合は、全ト協から補助事業者へ補助金の額の確定を通知します。

12. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）に全ト協指定のテールゲートリフターを導入したものが対象となります。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）や軽自動車への導入は対象ではありません。また、自家用ナンバーの車両を事業用に変更した場合も対象なりません。
- (2) 補助金を受けたテールゲートリフターは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で装着車両の所有者（リースの場合にあっては使用者を含む）を変更する場合や、事故や故障等による損害等により機器を使用できなくなり当該機器や装着車両を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあっては、リース契約の解約やリース満了に伴うリース会社から当該使用者への権利譲渡も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分にあたっては、全ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。
- (3) 申請するテールゲートリフターに関し、国の他の補助金制度による補助金の交付を受けている場合は、補助金を受けることはできません。（装着車両本体に対する補助金は該当しません。）
- (4) テールゲートリフター装着車両の購入や機器導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金又は小切手による支払でなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は3月31日までに全て支払いを完了しなければ認められません。
- (5) 上記(4)に関連し、手形や割賦による支払で清算ができるていない場合は、支払いを3月31日までに全て完了し、かつその証明書類を4月5日（木）までに全ト協へ提出しなければなりません。4/5までに提出されない場合は、補助を受けられません。
- (6) 上記(4)、(5)に関連し、車両の購入とあわせて機器代金の請求が行われている場合は、車両代金も含めて支払が完了しなければなりませんので十分に注意してください。またその際、機器代金のみ支払を完了し、車両代金が手形、あるいは割賦にするような支払形態は認められません。
- (7) テールゲートリフター装着車両の所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。3月31日までに所有権留保を解除しなければなりません。
- (8) リースによる導入の場合にあっては、装着車両のリース契約期間が、原則として財産処分制限期間（5年）以上でなければ補助を受けることはできません。なお、リース契約期間が当該期間を満たない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間、補助対象機器を自動車運送事業者に確実に貸し渡す必要があります。

※補助制度に関するQ & Aを別途作成しております。Q & Aもあわせてご確認ください。

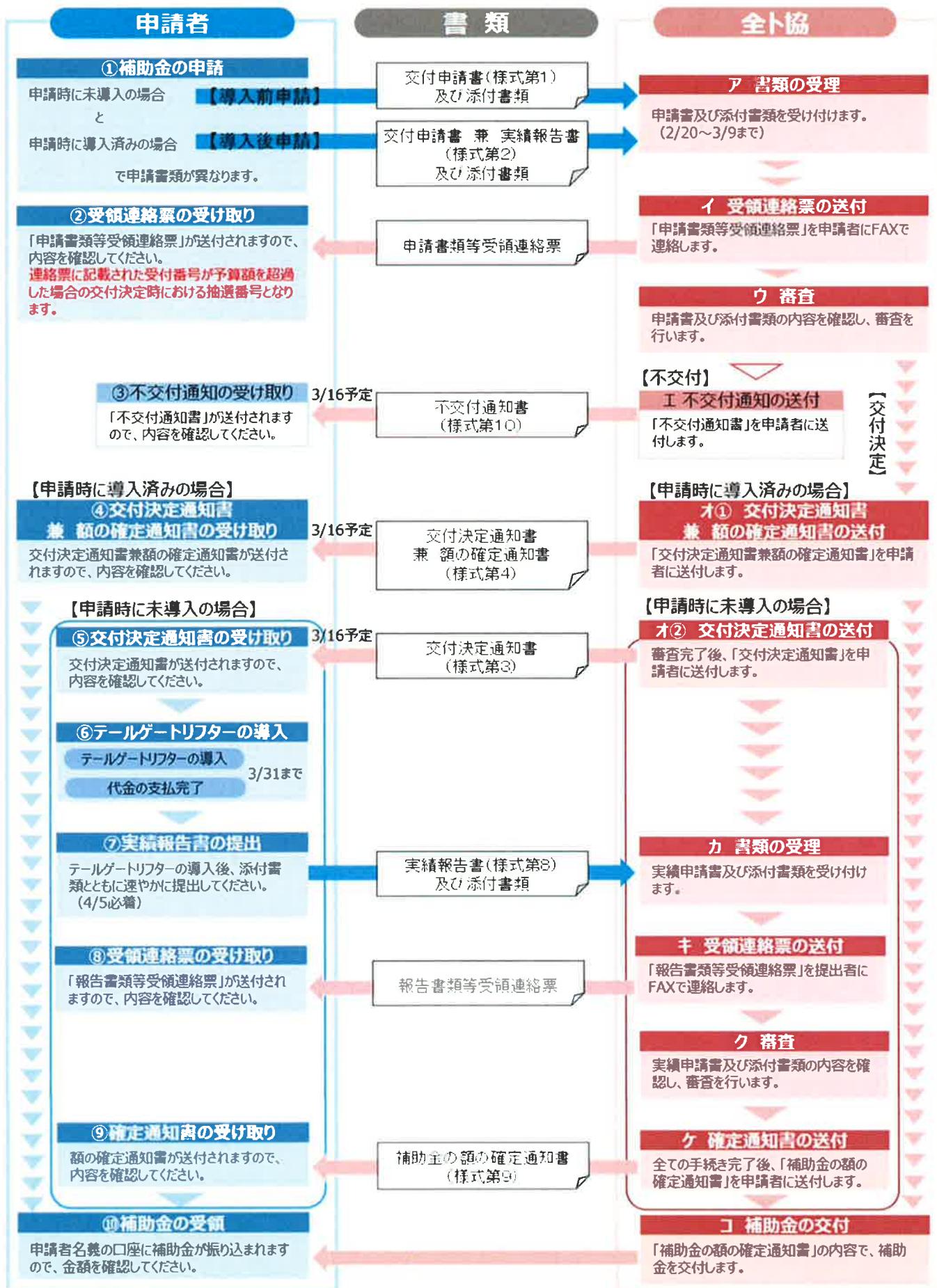
（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部（補助金担当）

電 話：03-3354-1069 FAX：03-3354-1094

[受付時間] 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 を除く)

テールゲートリフター導入補助金交付手続きのフロー



平成29年度低公害車普及促進等対策費補助金(トラック運送業の働き方改革推進事業)
補助対象テールゲートリフター 一覧

平成30年2月14日現在

会社名	種類	製品名	型番(注1)
新明和工業株式会社	アーム式	ワンボックスゲート	RAK04-2202
			RA04-****
		パワーゲート	RA06-****
			RA08-****
			RA10-*****
	垂直式	すいちょくゲート	RE*3-****
			RES5-****
			RE*06-*****
			RE*08-****
			RE*10-****
株式会社北村製作所	後部格納式	マルチゲート	RAM10-*****
		マルチゲートⅡ	RAX10-*****
	床下格納式	かくのうゲート	RAK10-*****
		ツインゲート	RAW10-****
		すいちょくゲート(スライド格納)	REK06-****
	垂直式	ペットリフト	SL60P*
	後部格納式	オートレベルリフト	AL-06-***
			AL-10-***
	床下格納式	フリーチルトリフト	VF-06-***
			VF-10-***
		引き出しリフト	PH-06
極東開発工業株式会社	アーム式	PH-08	
		スライドフォルダーリフト	KCG1000TS-*
		S400	S400-1SRT*
		S600	S60*-SRT*
	垂直式	S800	S80*-SRT*
		S1000	S100*-SRT2
		V300	V300-1S*T*
		V600	V60-****
		V800	V80-****
	後部格納式	V1000	V100-*S**2
		V800tilt	V80*B-B3ERA2
	床下格納式	GⅡ 1000	G2100***MR*2
		GⅢ 1000	G3100***MRA2
	床下格納式	CG1000 タイプDS	CG1001-*3*RA2
		CG1000 タイプTS	CG1001-*3*RA2
		CG1000 タイプDM	CG1002-*3*RA2
		CG1000 タイプTM	CG1002-*3*RA2
		CG1000 タイプDL	CG1003-*3*RA2
		CG1000 タイプTL	CG1003-*3*RA2

(注1)型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

会社名	種類	製品名	型番(注1)
株式会社トランテックス	アーム式	パワーゲート	TRA04-****
			TRA06-****
			TRA08-****
			TRA10-*****
	垂直式	すいちょくゲート	TRE*3-****
			TRES5-****
			TRE*06-*****
			TRE*08-****
	後部格納式	マルチゲート	TRAM10-*****
		マルチゲートⅡ	TRAX10-*****
		かくのうゲート	TRAK10-*****
日本リフト株式会社	アーム式	リフトゲート	TRAX15-****
			TRAW10-****
			TREK06-****
			JLB-1
			JLB-2
			JLB-3
			JL-1
			JL-2
			JL-3
			JL-4
	内装式リフト	JL-5	JL-5
			GL-3
			JLC
			CL-1
			CL-3
			CL-4
			CLO-3
			CLT-3
日本リフト株式会社	垂直式	リフトゲート	CL-5
			CL-6
			SLW-2
			SLW-2.5
			SLW-3
			SLW-4
			SLW-5
			SLW-6
	後部格納式	リフトゲート	SLW-7
			SLW-8
			NNA
			NNB
			NNC
			LC
			LD
			LE
		リフトマン	LAB
			LAC
			LAD

(注1)型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

会社名	種類	製品名	型番(注1)
日本フルハーフ株式会社	後部格納式	フルゲートマスターⅢ(TLH型)	KB3A JB3A HB3A GB3A KB3H JB3H HB3H GB3H
			AB1A CB1A DB1A EB1A AB2A CB2A DB2A EB2A AB3A CB3A DB3A EB3A AB1H CB1H DB1H EB1H AB2H CB2H DB2H EB2H AB3H CB3H DB3H EB3H
			TLU-10AC TLU-10BC TLU-10CC TLU-10SC
			TLU-10MC TLU-10LC TLU-10RC TLU-10DC TLU-10EC

(注1)型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

会社名	種類	製品名	型番(注1)
日本トレクス株式会社	後部格納式	TG II 1000*	G2100**-**MR*2 TG2100**-**MR*2
		TG III 1000*	G3100**-**MRA2 TG3100**-**MRA2
	床下格納式	TCG1000DL	CG1003*-B3*RA2 TCG1003*-B3*RA2
		TCG1000DM	CG1002*-3*RA2 TCG1002*-3*RA2
		TCG1000TM	CG1002*-B3*RA2 TCG1002*-B3*RA2
		TCG1000TL	CG1003*-B3*RA2 TCG1003*-B3*RA2
		TCG1000TS*	CG1001*-3*RA2 TCG1001*-3*RA2
		TCG1000 タイプDS*	CG1001*-B3*RA2 TCG1001*-B3*RA2
株式会社パブコ	垂直式	すいちょくりフト	PRE*3-**** PRES5-**** PRE*06-***** PRE*08-**** PRE*10-**** PVRE*6-***** PVRE*8-**** PVRE*10-****
	後部格納式	コンビリフト	PRAM10-****
		かくのうリフト	PRAK10-*****
カーゴテック・ジャパン株式会社	後部格納式	ゼプロ 跳ね上げ式テールリフト	すいちょくりフト PREK06-****
			Z100-130SA
			Z15-150SA
	床下格納式	ゼプロ 床下格納式テールリフト	Z250-155MA
			SZHS100-152L
			ZSS150-155ML
			ZSS250-155ML
ケーー自動車工業株式会社	垂直式	バーチカルゲート	SVG4000R
			VG834TXK
			VG634TXK
			VG1034

(注1)型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

会社名	種類	製品名	型番(注1)
トヨタ車体株式会社	垂直式	トヨタ 【ダイナ・トヨエース】 TECS アルミバンS	XZC600-VTAD** XZC605-VTAD** XZU605-VTAD** XZC675-VTAD** XZU675-VTAD** XKC605-VTAD** XZU645-VTAD** XZU640-VTAD** XZU655-VTAD** XZU695-VTAD** XKU655-VTAD** XZU710-VTAD** XKU710-VTAD** XZU712-VTAD** XZU720-VTAD**
			XZU605-VTAG** XZU655-VTAG** XZU710-VTAG** XZU712-VTAG**
			XZU605-VTAI** XZU655-VTAI** XZU710-VTAI** XZU712-VTAI**
			XZC600-VTB*** XZC605-VTB*** XZU600-VTB*** XZU605-VTB*** XZU675-VTB*** XZU655-VTB*** XZU695-VTB*** XZU710-VTB*** XZU712-VTB***
			XZC600-VTCC** XZC605-VTCC** XZU600-VTCC*** XZU605-VTCC** BZU600-VTCD** XZU655-VTCF** XZU710-VTCC** XZU710-VTCF** XZU712-VTCF**
			BZU600-VTCGMH

(注1)型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

会社名	種類	製品名	型番(注1)
トヨタ車体株式会社	垂直式	日野 【デュトロ】 LOBOX アルミバンS	XKC605-T****3M-7B
			XKU655-T****3M-7B
			XKU710-T****3M-7B
			XZC605-T****3M-7B
			XZU605-T****3M-7B
			XZC600-T****3M-7B
			XZU600-T****3M-7B
			XZU645-T****3M-7B
			XZU655-T****3M-7B
			XZU675-T****3M-7B
		日野 【デュトロ】 LOBOX スライドリフトスマートイー	XZU695-T****3M-7B
			XZU710-T****3M-7B
			XZU712-T****3M-7B
			XZU720-T****3M-7B
			XZU605-T****3M-G1
			XZU655-T****3M-G1
			XZU710-T****3M-G1
			XZU712-T****3M-G1
			XZU605-T****3M-D1
			XZU655-T****3M-D1
		日野 【デュトロ】 LOBOX パレット車	XZU710-T****3M-D1
			XZU712-T****3M-D1
			XZC605-T****3M-M5
			XZC600-T****3M-M5
			XZU605-T****3M-M5
			XZU600-T****3M-M5
			XZU655-T****3M-M5
			XZU675-T****3M-M5
			XZU695-T****3M-M5
			XZU710-T****3M-M5
		日野 【デュトロ】 LOBOX 中温冷凍車	XZU712-T****3M-M5
			XZC605-T****3M-M7
			XZU605-T****3M-M7
			XZU710-T****3M-M7
			XZU710-T****3M-M7
			XZU710-T****3M-M6
			XZC605-T****3M-N2
			XZC600-T****3M-N2
			XZU605-T****3M-N2
			XZU600-T****3M-N2
		日野 【デュトロ】 LOBOX 保冷車	XZU655-T****3M-N2
			XZU675-T****3M-N2
			XZU695-T****3M-N2
			XZU710-T****3M-N2

(注1)型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

会社名	種類	製品名	型番(注1)
トヨタ車体株式会社	垂直式	日野 【デュトロ】 LOBOX パワーリフト車	XZC605-T****M-G4
			XZU605-T****M-G4
			XZU600-T****M-G4
			XZU655-T****M-G4
			XZU710-T****M-G4
		日野 【デュトロ】 LOBOX 五方開ステーキ付リフト車	XZU712-T****M-G4
			BZU600-TQMQPM-G5
			KDY221-VTA***
			TRY220-VTA***
			KDY231-VTA***
トヨタ車体株式会社	垂直式	トヨタ 【ダイナ・トヨエース】 TECS 冷凍車・保冷車	TRY230-VTA***
			KDY221-VTB***
			TRY220-VTB***
			KDY221-VTB***
			KDY231-VTB***
		トヨタ 【ダイナ・トヨエース】 TECS ハーフリフト車	TRY230-VTB***
			KDY271-VTB***
			KDY281-VTB***
			KDY221-VTC***
			TRY220-VTC***
トヨタ車体株式会社	垂直式	トヨタ 【ダイナ・トヨエース】 TECS ハーフリフト車	KDY231-VTC***
			TRY230-VTC***
			KDY271-VTC***
			KDY281-VTC***
		トヨタ 【ライトエース・タウンエース】 TECS ハーフリフト車	S402U-V*****
			S412U-V*****
			KDH200V-VTA***
			TRH200V-VTA***
			KDH201V-VTA***
トヨタ車体株式会社	垂直式	トヨタ 【ハイエースバン ・レジアスエースバン】 TECS リフト付バン	KDH206V-VTA***
			KDH201K-VTA***
			TRH200K-VTA***
			KDH201K-VTA***
			KDH206K-VTA***
		パワーリフトキット	XZU****-*****
			BZU****-*****
			KDY****-*****
			TRY****-*****
			(注)ボディーNOにより型番の確認を行うものとする。

(注1)型番の *印 には、任意の英数字が入ります。

(注2)一覧に掲載の無い機器については、機器メーカーに機器公募申請の有無について確認してください。

**「トラック運送業の働き方改革推進事業」
(テールゲートリフターの導入に対する補助) に関するQ & A**

平成30年2月14日
(公社)全日本トラック協会

【1. 申請要件・申請者】

問1. 申請者にはどのような要件がありますか。

答. 導入するテールゲートリフターを装着する車両の「所有者」が申請者となります。申請時点において5両以上の事業用自動車を保有している「トラック運送事業者」又は当該条件を満たす運送事業者に貸し渡す「自動車リース事業者」が該当します。

問2. 保有車両5両以上とは、会社全体でカウントするのでしょうか。

答. 保有車両は会社全体でカウントします。エンジン付きの車両を合計します。

問3. テールゲートリフター装着車両の所有者が自動車販売会社(ディーラー)の場合は、補助金申請ができますか。

答. ディーラーは補助金申請者の資格が無いため、申請できません。運送事業者が申請を行い、3/31までに所有権留保の解除手続きを必ず行ってください。

問4. リース車両は、運送事業者と自動車リース事業者のどちらが申請を行うのですか。

答. 自動車リース事業者が申請を行ってください。また、申請は全ト協へ郵送(書留郵便)で行ってください。

問5. 転貸リースでも申請できますか。その場合、必要な書類はどのような書類が必要でしょうか。

答. 申請は可能です。その際の申請者は車両の所有者であるリース会社が申請者となります。書類はリース車両申請に必要な書類のほか、1次リース会社と2次リース会社との間のリース契約書や各々のリース会社の登記簿謄本、誓約書、支払いを証する書類等が必要となります。

問6. リース契約車両に、使用者である運送事業者が現金等で購入した車両にテールゲートリフターを装着した場合は、申請できますか。また、申請はリース会社がするのですか。それとも運送事業者がするのですか。

答. 申請は可能です。申請者は、車両の所有者であるリース会社となります。

【2. 申請方法等】

問1. 申請窓口はどこですか。

答. 原則として、全ト協へ直接郵送(書留郵便)で申請してください。なお、テールゲートリフターを使用する運送事業者が所在する各都道府県トラック協会窓口に申請も可能です。全ト協では直接持参による申請受付は行いません。また各都道府県トラック協会への郵送による受付は行いません。

問2. 申請書は郵送で送付しても構いませんか。

答. 全ト協への送付に限り郵送による申請が可能です。各都道府県トラック協会への郵送による申請は認められません。なお、郵送の際は「書留郵便」でお送りください。

問3. インターネット申請はできますか。

答. できません。

問4. 本社のほかに支店、営業所でも複数台テールゲートリフターを導入している場合は、それぞれの営業所ごとに申請を行えばよいのでしょうか。

答. 今回の補助金は一事業者につき2台（Gマーク取得事業者にあっては3台）までの上限が定められていますので、支店、営業所の分をとりまとめていただき、本社が代表して申請を行ってください。

なお、都道府県をまたがる複数の営業所で申請がされ、上限台数を超えることが判明した場合は上限台数を超える分の申請を取り下げていただくこととなります。

問5. 装着済みのものと装着前のものが混在する場合は、どのように申請を行えばよいのでしょうか。

答. 装着済みのものは「**A** 交付申請書 兼 実績報告書」を提出し、装着前のものは「**B** 交付申請書」を別々に提出していただく必要があります。それぞれ提出していただく書類が異なりますのでご注意ください。

問6. 申請時点で導入済み（装着済み）であるが、支払いが手形や割賦のため、申請後に支払いを行う場合は導入前申請となりますか、導入後申請となりますか。

答. 申請時点で導入済み（装着済み）の場合は、支払いが未完了であって、支払いを証する書類が提出できなくても、**A 導入後申請**として申請してください。

申請時に書類提出できない旨を書面で申し出ていただき、当該書類を4/5の提出期限までにFAXで全ト協へ必ず提出してください。

【3. 補助対象】

問1. 中古品のテールゲートリフターは補助金の対象となりますか。

答. 中古品は補助金の対象とはなりません。

問2. 今まで使用していたテールゲートリフターが古くなったので、新品に付け替えた場合は、補助を受けることはできますか。

答. 古いものと新しいものの付け替え（入れ替え）は補助を受けることはできません。

問3. テールゲートリフター付きのいわゆる新古車を導入した場合は対象となりますか。

答. 新古車であっても既にテールゲートリフターが装着されているものを導入されている場合は、中古品の導入となりますので補助金の対象とはなりません。

問4. 補助金の交付を受けたテールゲートリフターは、補助金が交付されてから最低何年使用しなければならないのでしょうか。

答. 装着した日から、法定耐用年数の期間（5年間）は使用する必要があります。5年未満で処分や譲渡すると補助金を返還しなければなりません。

問5. 申請の際に1台目、2台目、3台目の順位付けを行なうこととなっているが、申請後に順位を変更することはできますか。

答. 原則として申請後に順位を変更することは認められません。なお、順位を決める場合は補助額の高い順に1台目、2台目、3台目としてください。

問6. 申請の順位付けについて、導入後申請と導入前申請を行なう場合は、導入前申請を1台目とすることはできますか。

答. 導入前申請が補助額が高い場合は、導入前申請を1台目としてください。

問7. 申請の順位付けについて、複数のリース会社で契約をしている場合には順位付けをどのようにすればよいのでしょうか。

答. 使用者である運送事業者が主導していただき、調整の上、1台目、2台目、3台目の順位付けを正しく行った上で申請を行ってください。

問8. リース車両について、契約期間が5年未満の場合は、5年以上に契約をしなおす必要がありますか。

答. 改めて契約をし直す必要はありませんが、リース会社が契約期間満了後も5年間貸し渡すことを証明する「リース契約延長宣誓書」(A-10又はC-8)を提出し、5年間継続して同一事業者に貸し渡してください。

問9. 後付装着の場合、導入日はいつの日付でしょうか。

答. 後付装着の場合の基準日は、装着車両が構造等変更検査を受けた日が基準日となります。構造等変更検査の記載がある装着車両の自動車検査証の日付を確認してください。

【4. 申請書類等】

問1. 申請書類は何部作成する必要がありますか。

答. 全ト協へ郵送の場合は正本1部を作成してください。なお、申請者で書類の写し(コピー)を必ず保管してください。当該書類は5年間保存する必要があります。

各都道府県トラック協会窓口へ申請する場合は、正本1部副本2部の合計3部を作成してください。

問2. 【A-2、B-2、C-2】申請書にある法人番号とは、どのような番号でしょうか。

答. 国税庁長官が全ての企業等に割り当てた番号です。「国税庁法人番号公表ページ」で自社の番号を検索して、13桁の番号を記載してください。

問3. 【A-2、B-2、C-2】申請書にある法人番号は必須ですか。

答. 国税庁法人番号公表ページでお調べいただき、必ず記入して申請してください。

問4. 【A-2、B-2、C-2】申請者について、代表者から委任を受けた者(例えば支社長や支店長、本部長等)が申請することは可能でしょうか。その場合は委任状を添付すればよいでしょうか。

答. 登記上代表権が委任されている方や、委任状により権限委譲を受けている方であれば申請者として記載可能です。委任を受けていることが確認できる委任状もしくは登記簿謄本の写し等書類を添付してください。

問5. 【A-3、A-4、B-3、C-3】見積書や請求書に、指定の様式はありますか。

答. 指定の様式はありません。各社の様式により提出していただいて構いません。

問6. 【A-3、A-4、A-5、B-3、C-3、C-4】見積書や請求書、支払いを証する書類に車両番号や型式などの記載がない場合はどのようにすればよいですか。

答. 所定の様式に記載がない場合は、自動車販売会社等が手書きで追記して対応してください。なお、その際には記入者の所属会社名、氏名の記入と押印をあわせてお願ひします。

問7. 【A-3、A-4、A-5、B-3、C-3、C-4】新車導入の場合でも、テールゲートリフターの部分だけの見積書、請求書、支払いを証する書類の提出でよいのでしょうか。

答. 新車への装着による導入の場合は、テールゲートリフター部分の他に、車両本体の見積書、請求書、支払いを証する書類（領収証の写し）の提出が必要です。

問8. 【A-3、B-3】補助対象機器の導入が判別できる書類とは具体的にどのような書類を提出すればよいのでしょうか。

答. 自動車販売会社発行の見積書や明細書、架装メーカーの見積書や明細書など、テールゲートリフターのメーカー名、商品名、型式が記載されている書類を提出してください。

問9. 【A-3、B-3】見積書を紛失してしまった場合は、再発行したものでよいのでしょうか。

答. 再発行のもので構いません。再発行したものであることを提出書類に明示してください。

問10. 【A-5、C-4】支払いを証する書類として、領収証の写しが提出できません。どのような書類であれば認められますか。

答. まずは、機器購入先（または車両購入先）に対し、領収証の発行を求めてください。どうしても領収証の入手ができない場合は、車両番号や型式等の記載がある金融機関発行の振込証明書や振込依頼書の控えを提出してください。

なお、通帳やネットバンキングの入出金明細書等の写しは書類として認められません。

問11. 【A-5、C-4】支払いを証する書類としてどうしても領収証の写しが入手できない場合に、金融機関等の振込依頼書が認められていますが、車両番号や型式等の記載がないのでどのようにしたらよいのでしょうか。

答. 自動車販売会社等に必要な事項を記載してもらい、提出してください。なお、その際には記入者の所属会社名、氏名の記入と押印をあわせてお願いします。

問12. 【A-5、C-4】導入後申請の場合、申請時点で手形や割賦の繰り上げ弁済が完了していない場合は支払いが完了したことを証明する書類が添付できません。どのようにしたらよいでしょうか。

答. 申請時には手形や割賦による支払の領収証等を添付してください。領収証がまだ発行されていない場合は「未発行で添付できない旨」を書面により申し出てください。3/31までに繰り上げ弁済が完了次第、支払いが完了した旨を領収証等に記載していただき、提出期限である4/5までに全ト協へ必ず提出してください。

問13. 【A-6、C-5】新車新規登録後に移転登録を行なった場合は、自動車検査証を移転登録前後それぞれ提出が必要になりますか。

答. そのとおりです。移転登録前後の各1通の車検証を提出してください。

問14. 【A-6、C-5】提出すべき自動車検査証の写しを紛失してしまった場合は、どのようにすればよいですか。

答. 登録事項等証明書（詳細証明）を管轄運輸支局で取得し、提出してください。

問15. 【A-7、C-6】書類の中に写真を提出することになっていますが、カラー必須ですか。

答. 原則として、カラーによる提出をお願いします。なお、カラーによる提出が困難な場合は白黒による提出でも構いませんが、その際は写真の内容が判別できるように鮮明なものを必ず提出してください。もし白黒で内容が判別できない場合はカラーによる書類再提出を求める場合があります。

問16. 【A-7、C-6】テールゲートリフターの製品銘板を撮影することになっていますが、どこにあるかわからない場合はどのようにすればよいでしょうか。

答. 製造メーカー又は自動車販売会社にお問い合わせください。

問17. 【A-8、C-7】リース契約書に車番等の記載がない場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

答. 契約書のほかに、車番等の記載がある書類（物件引取証等）を提出してください。

問18. 【A-12、C-10】宣誓書の日付は申請書の日付と同日で無ければなりませんか。

答. 日付は申請書と同日もしくは前の日でお願いします。

【5. 購入・支払方法等】

問1. テールゲートリフター装着車両の購入形態は、自社購入・リースいずれも認められますか。

答. 車両の購入形態は、自社購入・リースのいずれも認められます。

問2. 手形あるいは割賦により導入した場合は、補助を受けることはできますか。

答. 手形あるいは割賦による購入形態は、そのままでは補助対象事業が完了したとみなされないため、補助を受けることはできません。割賦払いや手形支払で購入した場合は、3/31までに全ての支払いが完了する場合に限り認められます。

問3. リース会社との割賦契約の場合は、認められますか。

答. リース会社との割賦契約は、そのままでは補助を受けることはできません。3/31までにすべての支払いを完了し、自動車検査証の所有権留保を解除してください。

問4. 支払いは、いつまでに完了していかなければなりませんか。

答. この事業は年度内に事業が完了（支払が完了）したものに対し補助するものですので、3/31までに支払いが完了していかなければ、補助を受けることができません。

一般的には月末締め翌月払いの掛取引と思われますが、3月購入4月支払いでは補助を受けられませんので、3/31までに現金で支払う等、年度内に支払いを必ず完了してください。

なおこの場合、平成30年4月5日全ト協必着で領収書等の写しを提出して頂く必要があります。

問5. 代金支払時に振込手数料を引いた額を振り込んでいる場合は、どのようにすればよいでしょうか。

答. 支払いを証する書類に、手数料分を差し引いて支払った旨を追記してください。その際は記入者の所属会社名、氏名の記入と押印をお願いします。

問6. リース車両の代金支払で、リース会社から自動車販売会社への支払いが年度またぎになる場合は、申請可能ですか。

答. 支払いが年度またぎでは補助を受けることができません。3/31までに自動車販売会社への支払いを必ず完了してください。

【6. 実績報告】

問1. 導入前申請を行いましたが、契約の関係で3/31までに条件が整わず実績報告が行えなかった場合はどうなりますか。

答. 交付決定は、3/31までに機器を導入し、4/5までに実績報告を行うことを条件に補助金の

交付決定をしています。

したがって、交付決定を受けた後3/31までに条件が整わず、4/5までに実績報告が行えなかった場合は、補助を受けることはできません。なお、実績報告が行えない場合は「交付申請取下げ書」を提出してください。

問2. 導入前申請を行い、交付決定を受けた後、諸般の事情により機器の導入（装着車両の納車）が3/31までに間に合わなかった場合はどのようにになりますか。また、その場合に手続きは必要でしょうか。

答. 機器の導入（装着車両の納車）あるいは支払が3/31までに間に合わなかった場合は補助金の交付を受けることはできません。なお、事前に間に合わないことが判明した際には「交付申請取下げ書」を提出してください。何ら連絡が無く交付決定を辞退された場合は、その情報が次回以降の補助金の執行に引き継がれる場合があります。

【7. その他】

問1. 申請受付期間内に申請数が予算額を超過した場合は、受付を締め切るのでしょうか。

答. 受付最終日である3/9（金）まで受付を締め切ることはありません。申請数が予算額を超えた場合は、最終日までの申請受付分全ての中から抽選により交付決定を行います。先着順ではありません。

問2. 申請状況は毎日公表されますか。

答. 毎日の公表を行うことは予定しておりません。

問3. 申請後に代表者や住所を変更した場合は、手続きが必要ですか。

答. 事業計画変更承認申請書に謄本等の写しを添付して、手続きを行ってください。

問4. 補助金は誰に振り込まれますか。

答. 補助金は全ト協から申請者に直接振り込みます。リース車両の場合は、全ト協から申請者である自動車リース事業者に振り込みます。なお、自動車リース事業者は借受人である使用者（貸渡先）に補助金相当額を還元する必要があります。

問5. 国の他の補助金を受けている場合は対象外とあるが、車両本体に対する補助金（例えば、国の低公害車補助金やLEV0の環境対応車補助金等）を受けている場合は補助が受けられないのか。

答. テールゲートリフター機器そのものに補助を受けている場合が対象外となります。車両本体に対する補助金は該当しません。なお、全ト協ではテールゲートリフター機器に対する国の補助金を現時点では把握しておりません。

問6. 補助金を受けたテールゲートリフター装着車両が事故を起こし、テールゲートリフターが使用できなくなった場合は、補助金返還の必要がありますか。

答. 装着後5年以内に補助金を受けたテールゲートリフターを処分（装着車両の廃車や譲渡等）する場合は、過失の程度に関係なく補助金を返還して頂く必要があります。

問7. 装着車両を緑ナンバーから白ナンバーに変更した場合、補助金の返還が必要ですか。

答. 今回の補助金は緑ナンバー（事業用自動車）への装着を対象としています。したがって、装着後5年以内に装着車両を白ナンバー（自家用自動車）に変更した時点で補助金の返還義務が生じます。

問8. リースによる導入した車両で、所有者がリース会社から使用者に変更となった場合は補助金の返還が必要ですか。

答. 装着後5年以内に所有者名義が変更となる場合は、リース車両の使用者への権利譲渡も含め、全て補助金の返還義務が生じます。

※なお、Q&Aの内容は掲載後、修正・変更させていただく場合があります。ご了承願います。